

意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

案件名	登別市男女共同参画基本計画（第3次）（案）		
意見の募集期間	令和5年8月4日（金）～令和5年9月4日（月）		
担当グループ	市民生活部市民協働グループ		
意見提出者数	1人		
意見件数	1件		
提出された意見の概要と市の考え方			
<p>【分類欄について】</p> <p>A：意見を案に反映したもの</p> <p>B：意見を既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>C：意見を今後の参考とするもの</p> <p>D：意見を案に反映しなかったもの・その他の意見等</p>			
No.	意見の概要	市の考え方	分類
1	<p>温泉施設や公衆浴場（銭湯）、トイレなど、異性作業員が入って業務を行うことがあります。この点について問題提起をさせていただきたい。</p> <p>一般に男性作業員が女性設備側に入るとは使用中に入ってくることは稀かと思うが、その逆の男性側の設備に女性作業員が入り清掃等の作業を行うことがあります。同性が作業を行うことが望ましいのではないかと。指針を設けるべきではないか。</p> <p>東京都の温浴施設にラクーア（文京区）があったが、男性側は男性、女性側は女性と徹底されていました。</p> <p>女性側の設備で男性しかその作業を行うことが免許が必要等の理由で立ち入る場合もあるかと思うが、異性がこれら設備に入ってくることは嫌悪感を抱く方もいると想定します。今後の課題ではないでしょうか。</p> <p>登別市の温浴施設やトイレ等では、異性作業員が立ち入って作業を行うことが多数散見され、基本的には同性作業員が行うことが望ましいのではないかと。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本計画は、男女共同参画社会の基本理念の方向性を示す内容が主となりますので、左記のご意見のような事案に基づいた具体的な内容や指針を設けることは考えておりません。</p> <p>なお、ご意見の事案に対する市の見解等としましては、温泉施設や公衆浴場については、旅館業法及び公衆浴場法において公衆衛生の観点からさまざまな基準が定められているところですが、例えば、着衣した女性従業員が清掃等のために男性の浴場に入室することは、公衆浴場法で営業者に義務付けている風紀に必要な措置に該当するものではないと考えております。</p> <p>また、トイレについては、衛生管理上の法的基準は無いと捉えておりますが、本市公共施設のトイレの例で申しますと、清掃委託業者の清掃員がトイレに入室する際は、出入口に「清掃中」の表示をするほか、ドアをノックしたり、入室する際に声を掛けたりするなど、利用者に配慮しながら作業を実施しております。</p>	D